

◎新潟県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年2月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仲田塩沢線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市竹俣字追出81番1から	新	14.5～23.0メートル	289.5メートル
同市竹俣字一里塚95番1まで	旧	7.5～21.1メートル	308.2メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更